

小千谷市と株式会社あわえとの包括連携に関する協定書

小千谷市と株式会社あわえ（以下「両者」という。）は、次のとおり包括連携に関する協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、両者が包括的な連携のもと、地域の様々な課題に対応し、夢と希望ある未来を創造することにより、地域の発展及び活性化に寄与することを目的とする。

（連携及び協力事項）

第2条 両者は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携及び協力を図るものとする。

- (1) 情報通信技術を活用した地域産業の高度化に関すること
- (2) 新たな事業の創出及び起業者の育成支援に関すること
- (3) 地域経済の活性化及びまちづくりに関すること
- (4) 就労支援及び人材育成に関すること
- (5) その他、前条の目的を達成するために必要な事項に関すること

（連携の推進）

第3条 前条に掲げる連携及び協力事項の円滑な推進を図るため、両者において連絡調整に関する担当部署を定め、定期的な連携会議を実施するものとする。

（守秘義務）

第4条 両者は、本協定に基づく活動において、相手方より知り得た秘密事項について、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、第三者に対して開示又は漏洩してはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

（有効期間）

第5条 本協定の有効期限は、協定締結日から令和9年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日から30日前までに、両者いずれからも改廃の申し入れがないときは、さらに1年間更新するものとし、その後も同様とする。

（疑義の決定）

第6条 本協定に定める事項について疑義が生じたとき又は本協定に定めのない事項については、両者が協議して定める。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、両者それぞれ署名の上、各自1通を保有する。

令和4年3月25日

新潟県小千谷市城内2丁目7番5号

徳島県海部郡美波町日和佐浦114番地

小千谷市

株式会社あわえ

市長

大塚昇一

代表取締役

吉田基晴